

令和3年第3回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和3年3月16日（火） 午後1時30分～午後2時40分

場 所：芦北町地域活性化センター2階大会議室

○農業委員

（出席：9名）

1番：中川 光春 2番：道園 浩二 3番：田口 昭広
4番：小島 政文 6番：告宮 幸一 7番：塚本 壽
9番：寺本 眞理子 10番：井川 輝征 11番：片山 幸弘

（欠席：2名）

5番：尾上 春樹 8番：山田 和治

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博 2番：牧 正徳 3番：松岡 哲治
4番：矢野 解光 5番：田口 宗一 7番：宮島 正文
8番：坂口 恵美子 9番：藤井 雅史 10番：小崎 良一
11番：木川 保 12番：一川 清 13番：西村 隆
14番：草野 義雄 15番：湊上 米作

（欠席：1名）

6番：下崎 省一

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸 事務局次長：才保 親哉
係 長：川田 康幸 主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 報告第 9号 農地使用貸借権の合意解約の届出について
日程第2 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 報告第11号 農地形状変更届出書について
日程第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第5 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第6 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第7 議案第14号 農用地利用集積計画の審議について
日程第8 議案第15号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発言者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和3年第3回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、農業委員5番の〇〇委員と8番の〇〇委員及び農地利用最適化推進委員6番の〇〇推進委員から、欠席報告があつておりますのでお知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがつて、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は1番の〇〇委員、2番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第9号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第9号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。</p> <p>農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。</p> <p>2番及び3番については、中間管理事業による合意解約のため、まとめて説明します。</p> <p>土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第9号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第9号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p>

	<p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番から3番まで、熊本県の用地買収に伴う一部解約になりますので、まとめて説明します。</p> <p>土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、熊本県用地買収に伴う一部解約ですが、農道整備のための用地買収になります。</p> <p>4番、土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約ですが、これは令和2年7月豪雨災害により、耕作管理が出来なくなったことによるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第10号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第10号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第11号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第11号、農地形状変更届出書について。</p> <p>農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、一部を水稻苗床として利用する。ということです。</p> <p>工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。</p> <p>ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、白岩公民館の南西側、約350mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、適正に管理されており、苗床が不足していることから、令和2年7月豪雨により発生した災害用土を用いて、水稻苗床として利用するということでした。</p>

	<p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、令和2年7月豪雨により被災し、水稻栽培が困難となったため、客土を行い、野菜を作付けする。ということです。</p> <p>工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。</p> <p>ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、白岩公民館の北東側、約150mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は令和2年7月豪雨により土砂が流入しており、水田としての利用は困難だと感じました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番から2番の案件をまとめて、3番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>10日に〇〇推進委員、事務局と現地確認に行きました。</p> <p>1番の案件は、何ら問題ないと思われます。事務局の説明どおりです。また、2番の案件ですが、7月豪雨で水害にあった場所で、隣接地の同意もいただいておりますので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局及び〇〇委員から説明のあったとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第11号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第11号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p>

譲渡人事由ですが、自分で耕作管理できないので、弟に無償で贈与する。

譲受人事由ですが、自宅に隣接しており、耕作に便利のため、無償で譲り受ける。となっています。

ピンク色総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、大尼田地区生涯学習センターの南側、約370mの場所になります。現地確認では、申請地は現在、適正に管理されており、買い受け後は野菜を作付けし、適正に管理するということでした。

黄色調査書の1ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。申請理由ですが、譲渡人は、自分で耕作管理できないので、弟に無償で贈与する。譲受人は、自宅に隣接しており、耕作に便利のため、無償で譲り受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足のため、売り渡す。

譲受人事由ですが、自宅の前にあり、耕作に便利のため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、松ノ鶴バス停の北側、約160mの場所になります。

現地確認では、申請地は現在、キウイ及びサカキが作付けしてあり、買い受け後も引き続き、適正に管理するということでした。

黄色調査書の2ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足のため、売り渡す。譲受人は、自宅の前にあり、耕作に便利のため、買い受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、譲受人の要望により、売り渡す。

譲受人事由ですが、経営規模拡大のため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、ささ原温泉の北東側、約650mの2筆になります。

現地確認では、申請地は現在、休耕地で買い受け後は、レモンを作付けし、適正に管理するということでした。

黄色調査書の3ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望により、売り渡す。譲受人は、経営規模拡大のため、買い受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

4番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、譲受人の要望により、売り渡す。

譲受人事由ですが、自宅に隣接しており、耕作に便利なため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、金ヶ渕バス停の南西側、約140mの場所になります。

現地確認では、申請地は現在、適正に管理されており、買い受け後は野菜を作付けし、耕作管理するということでした。

黄色調査書の4ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望により、売り渡す。譲受人は、自宅に隣接しており、耕作に便利なため、買い受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

	<p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局、〇〇推進委員と4人で現地確認いたしました。</p> <p>事務局から説明のあったとおりです。また、本日は欠席しておりますが、〇〇推進委員からも、現地確認については、よろしくお伝え下さいということでしたので、報告いたします。</p>
議長	<p>2番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>〇〇委員が欠席しておりますが、事務局と〇〇委員と現地確認に行きました。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅の前になりますので、良い判断だと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>3番から4番の案件をまとめて、2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>10日に〇〇推進委員、事務局と現地を確認しました。</p> <p>3番の案件は、既に整備をされており、譲受人の方は30代後半で、今後も期待のできる方だと思っております。何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>4番の案件ですが、自宅の隣ということで、事務局の説明どおりです。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員から説明のあったとおりです。何ら問題ないと判断いたしました。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第11号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。 農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は納骨堂です。</p> <p>ピンク色総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、芦北町役場吉尾出張所の南西側、約320mの場所になります。 現地確認ですが、申請者は、墓地の維持管理をしており、門徒の高齢化や町外移住により、管理が難しくなったことから、新しく納骨堂を建設するため、今回の申請になったとのこと。また、申請地の南東側に農地が存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の8ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となります。</p> <p>ピンク色総会資料の9ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がり は斜線部分の約0.2haです。</p> <p>黄色調査書の5ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地(その他の農地)に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、本申請は、申請者の門徒の高齢化や町外移住等により、お墓の維持管理が困難となり、納骨堂を建設してほしいとの

	<p>要望があったことから、申請地に納骨堂を建設するため、今回申請するものです。</p> <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>10日に事務局、〇〇委員と現地確認に行きました。</p> <p>事務局の説明どおり、何ら問題ないと思われましたので、報告いたします。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第12号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>使用貸借権設定の部1番、申請地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は個人住宅です。</p>

ピンク色総会資料の10ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、株式会社レヴアルの南側、約150mの場所になります。

現地確認ですが、申請者は現在、実家で生活しており、子どもの成長に伴い、実家の増築を計画したところ、敷地が狭かったため、実家近くで検討したところ、申請地が適していたため、今回の申請になったとのことです。また、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響ないと感じました。

ピンク色総会資料の11ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は北側の側溝へ排水する計画です。

ピンク色総会資料の12ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約0.5haです。

黄色調査書の6ページをお願いします。

- 契約の種類は使用貸借です。
- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。
- 申請理由及び代替の可能性ですが、借人は現在、実家に居住しており、子どもの成長に伴い、住居が狭くなったことから、個人住宅を新築するため、今回申請するものです。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上ことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

す。議案書に戻ります。

所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は通路です。

ピンク色総会資料の13ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、金ヶ淵バス停の南西側、約140mの場所で、先ほど説明した議案第12号-1番の案件の北側隣接地になります。

現地確認ですが、申請者自宅と町道が接しておらず、里道を利用していたが、

	<p>道が狭いことから、申請地を確保し、通路として利用するため、今回の申請になったとのこと。また、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の14ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は、雨水のみになります。</p> <p>ピンク色総会資料の15ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約0.1haです。</p> <p>黄色調査書の7ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は売買です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、譲受人は、令和2年7月豪雨により自宅が被災したため、解体を行い、住宅を新築する計画ですが、自宅への通路が無かったため、通路を整備することから、今回申請するものです。 <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請者は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>使用貸借権設定の部1番の案件を4番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>10日に〇〇推進委員、事務局と現地へ行きました。何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員から説明がありましたが、申請地は、住宅地にするのに適した場所だと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>所有権移転の部1番の案件を2番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局の説明どおりです。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の藤井推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員からあったとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願</p>

	いします。
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第13号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第14号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第14号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>貸借権設定の部1番から次の議案書8ページの8番まで、農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。全て転貸で設定期間は新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の9ページをお願いします。</p> <p>9番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>10番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>11番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p>

りです。

12番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

13番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の10ページをお願いします。

14番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

15番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目はサトウキビで設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

16番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目はサトウキビで設定期間は新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

17番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目はサトウキビで設定期間は新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

18番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目はサトウキビで設定期間は新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の11ページをお願いします。

19番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の15年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

20番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の1年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

21番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおり

	<p>です。</p> <p>使用貸借権設定の部1番から議案書13ページの6番まで、農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。全て転貸で設定期間は新規設定の10年間です。</p> <p>7番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の5年間です。</p> <p>議案書の14ページをお願いします。</p> <p>8番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の5年間です。</p> <p>9番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の5年間です。</p> <p>所有権移転の部1番から2番まで、農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。全て転売で売買価格は備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第14号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。
4番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。
5番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。
6番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。
7番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。
8番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。
9番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。
10番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。
11番から13番については、7番の〇〇委員が関係しておりますので、〇〇委員に一時退席を求めます。

(〇〇委員、一時退席)

それでは、お諮りします。

11番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、11番については、原案のとおり決定しました。
12番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、12番については、原案のとおり決定しました。
13番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、13番については、原案のとおり決定しました。
〇〇委員に入室をお願いします。

(〇〇委員、着席)

14番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、14番については、原案のとおり決定しました。

15番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、15番については、原案のとおり決定しました。

16番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、16番については、原案のとおり決定しました。

17番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、17番については、原案のとおり決定しました。

18番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、18番については、原案のとおり決定しました。

19番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、19番については、原案のとおり決定しました。

20番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、20番については、原案のとおり決定しました。

21番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、21番については、原案のとおり決定しました。

使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

2番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。

	<p>3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>5番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>6番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>7番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>8番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>9番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第15号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の15ページをお願いします。</p> <p>議案第15号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p>

	<p>農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番及び2番については、隣接地のため、まとめて説明します。</p> <p>1番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。</p> <p>2番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。</p> <p>現地確認の判断結果ですが、1番及び2番ともに、非農地と判断できると思われます。</p> <p>次に、詳細について説明します。</p> <p>別紙資料1、非農地判断・現地確認資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、整理番号1番及び2番ともに、国道3号線海浦トンネルの北側出口付近になります。</p> <p>2ページに航空写真図を載せています。斜線部分が申請地になります。</p> <p>3ページには、現況写真図を載せています。</p> <p>整理番号1番及び2番ともに、雑木等が生い茂り、山林化しております。</p> <p>4ページに現地確認の調査結果を記載しています。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、1番及び2番ともに、雑木などが生い茂り、山林等の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番から2番の案件をまとめて、1番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局から説明のあったとおりです。</p> <p>申請地付近は、7月豪雨により崩れており、大きな土のうが積んであります。私が農業委員になる前から荒れていて、勿体ない場所だと思いました。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員と現地確認に行きました。</p> <p>只今、説明があったように、7月豪雨により、相当な土砂崩れがあつておりま</p>

	<p>した。写真のとおり、このような状況ですので、非農地との判断をいたしました。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第15号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p>